

美瑛町公共下水道事業  
公営企業会計システム構築及び移行支援業務  
仕様書

令和4年3月

北海道美瑛町

# 美瑛町公共下水道事業公営企業会計システム構築及び移行支援業務仕様書

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 本業務は、美瑛町公共下水道事業（以下「下水道事業」という。）に地方公営企業の適用（以下「法適用」という。）を行い、公営企業会計へ移行することに伴い財務会計業務を行うために必要なシステムを構築すること及び公営企業会計移行事務について専門的見地から指導、助言及び必要な資料作成等を行うものとする。

### (法適用の概要)

第2条 法適用の概要は、次のとおりである。

- (1) 法適用事業会計 美瑛町公共下水道事業特別会計
- (2) 法適用対象事業 下水道事業
- (3) 法適用予定日 令和5年4月1日
- (4) 法適用範囲 財務規程のみ適用（一部適用）

### (履行期間)

第3条 本業務の履行期間は、令和4年5月12日から令和5年3月31日までとする。

### (準拠法令等)

第4条 本業務は、本仕様書によるほか、次の各関係法令等に基づき実施するものとする。

- (1) 地方公営企業法（昭和27年法律第229号）
- (2) 地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）
- (3) 地方公営企業法施行規則（昭和27年総理府令第73号）
- (4) 地方公営企業資産再評価規則（昭和27年総理府令第74号）
- (5) 地方自治法（昭和22年法律第67号）
- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）
- (7) 地方財政法（昭和23年法令第109号）
- (8) 地方財政法施行令（昭和23年政令第267号）
- (9) 消費税法（昭和63年法律第108号）
- (10) 下水道法（昭和33年法律第79号）

- (1 1) 個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）
- (1 2) 下水道事業に係る繰出基準及び同運用通知
- (1 3) 下水道事業における企業会計導入の手引き（公益社団法人日本下水道協会）
- (1 4) 下水道事業における地方公営企業法適用マニュアル（総務省）
- (1 5) その他関係法令、例規、規程等

## 第2章 公営企業会計システム構築業務

（基本方針）

第5条 下水道事業の行政事務及び事業サービスの全般が安定的かつスムーズに地方公営企業会計制度へ移行させる必要があることから、次の事項を基本方針として公営企業会計システムの構築を行う。

- (1) 前条に定めた最新の準拠法令等を前提に、高度な専門性を必要とする地方公営企業会計制度について、精通したスタッフにより業務を行うこと。
- (2) 公営企業会計システムは、予算・執行・決算・消費税計算・決算統計と固定資産償却管理機能を有することとする。公営企業会計システム詳細機能については、別紙「公営企業会計システム仕様書」の機能を備えるものとする。
- (3) 公営企業会計システムは令和4年11月1日から令和5年度予算編成業務のみ稼働させ令和5年3月31日から本稼働させること。
- (4) 将来の拡張性を考慮し、5年間の使用に耐え得る能力及び仕様であること。
- (5) WEBブラウザ上の環境で稼働するシステムであること。
- (6) 常に最新のシステムが使用でき、要望や社会情勢への対応など年1回程度のシステムバージョンアップを実施すること。
- (7) 「法適用後の美瑛町が効率的に業務を遂行できること」に重点を置き、可能な限りリスクの少ない提案をするとともに、職員の通常事務に負荷のかからない方式を最大限検討すること。
- (8) 公営企業会計システム稼働前後については、職員研修や業務管理面及びシステム運用面で充実した支援体制を講じられることが可能であること。

また、稼働後のサポートについては直接、美瑛町に訪問するサポートとリモートメンテナンスによるサポートの両方に対応できること。ただし、リモートメンテナンスの実施の是非は契約事業者決定後に個別に決定する

こととする。

(9) 経費の二重投資等を防止し、無駄のない経済的な構築を行うこと。

(10) 導入時点での最新機器を導入するよう努めること。

(11) クライアントにインストールする必要があるソフトウェアがある場合は、有償・無償を問わず、当該ソフトウェアを受託者が準備することとする。

(12) クライアントPCは2台で運用することを想定し、PC及びプリンターは美瑛町に既設のものを使用する。

※ 参考：システム使用予定のクライアントPCのスペックは以下のとおりである。ただし、実際に使用するクライアントPCのバージョン及びスペックは、本稼働までに変更されることがある。

- ・OS：Windows10

- ・CPU：Intel Core i3 プロセッサ 6100 程度

- ・メモリ：4GB 以上

- ・HDD：128GB 以上

(13) 公営企業会計システムは、下水道事業会計のほか、次の会計でも使用するため公営企業会計システム構築に係る経費はそれぞれの会計において均等に分割するものとし、全体の公営企業会計システム構築業務委託料と分割後の金額を明示するものとする。美瑛町全体のクライアントPCは10台とする。ただし、①美瑛町水道事業会計、②美瑛町立病院事業会計については、既設の会計システムからのデータ移行作業に係る経費は、受託者が負担することとする。

①美瑛町水道事業会計（再構築）

②美瑛町立病院事業会計（再構築）

③美瑛町水力発電事業特別会計（構築）

※前項の「データ移行作業」にかかるデータとは、「債権者データ」、「科目データ」及び「R4当初予算積上データ」とする。

(データセンター)

第6条 データセンターは、次に掲げる機能を有し、収容するシステムを安定して稼働する環境が確保できるものとし、費用面、運用及び管理、障害への耐性等の観点から最も適切である内容であること。

(1) システムは総合行政ネットワークASPアプリケーション及びコンテンツサービスとして登録されていること。

(2) データセンターは総合行政ネットワークASPファシリティサービスとして認定されているものであること。また、データセンター提供者は災害

対策基本法指定公共機関として登録されているものであること。

- (3) データセンター側の回線は総合行政ネットワークASPアプリケーションが快適に稼働する帯域を確保すること。
- (4) 災害時にも業務を継続できるよう、遠隔地へデータをバックアップする仕組みを備えていること。
- (5) システムのバックアップデータは、最低7日間保持し、障害に備えること。
- (6) クライアントパソコンのOSのバージョンアップ等に対応できること。
- (7) サーバーに接続する台数分のクライアントアクセスライセンスを有すること。
- (8) その他必要な関連機器については、過不足なく選定すること。

(公営企業会計システム導入に関する作業)

第7条 基本的な公営企業会計システム導入仕様は、次のとおりとする。

- (1) システムインストール
  - ①公営企業会計システムのインストールを行うこと。
  - ②クライアントにインストールする必要があるソフトウェアに関するインストール・セットアップを行うこと。
- (2) データ構築、データ移行
  - ①システムを稼働させるために必要なデータ構築を行うこと。なお、提案する公営企業会計システムが稼働するために必要なマスタ等については、美瑛町と協議の上、提案者にて作成すること。
  - ②美瑛町にて準備する資産整理業務の成果物に基づき、固定資産台帳データを作成すること。データ作成についての疑義がある際は、都度美瑛町に問い合わせの上、作業を進めること。
- (3) システムインテグレート
  - ①打ち合わせ、SE派遣、教育研修等システム導入に併せて必要な事項を実施すること。
- (4) 機器搬入設置・現地調整
  - ①ハードウェア機器の搬入設置及び現地調整を行うこと。
- (5) 上記以外で公営企業会計システムが稼働するまでに必要な作業を行うこと。

(公営企業会計システム構築業務成果品)

第8条 公営企業会計システム構築業務の成果品は以下のとおりとする。

- (1) 業務報告書 正副各1部

- (2) 操作マニュアル 正副各1部
- (3) 公営企業会計システム（固定資産償却管理システム含む。）
- (4) 上記電子データ 一式

### 第3章 公営企業会計移行支援業務

#### （支援業務）

第9条 受託者は、美瑛町に対し次の各号に掲げる支援業務を行う。

- (1) 支援業務計画書の作成
- (2) 予算科目及び勘定科目の作成
- (3) 法適用年度の予算調整
- (4) 開始貸借対照表の作成
- (5) 打ち切り決算
- (6) 職員研修
- (7) 業務報告書の作成
- (8) その他法適用に必要な業務

#### （支援業務計画書の作成）

第10条 受託者は、法適用までに実施すべき一連の支援業務、スケジュール及び課題等の概要について、「支援業務計画書」として取りまとめるものとする。

#### （予算科目及び勘定科目の作成）

第11条 受託者は、下水道事業の内容と資産内容に基づき、予定される予算経理及び仕訳を整理するとともに、予算科目及び勘定科目の設定に関する支援を行うものとする。

#### （法適用年度の予算調整）

第12条 受託者は、法適用開始年度の予算調整に関する支援を行うものとする。主な業務は次のとおりとする。

- (1) 予算書の記載事項の整理
- (2) 現行会計予算と企業会計予算の相違点の整理
- (3) 企業会計方式で新たに発生する費用の整理
- (4) 一般会計繰入金の整理
- (5) 経費負担区分の整理
- (6) 予算の実施計画の作成

- (7) 特例的収入及び支出の整理
- (8) 補てん財源の整理
- (9) 資金計画の作成
- (10) 外部説明に必要な資料の作成
- (11) その他（業務に係る質疑応答等）

（開始貸借対照表の作成）

第13条 受託者は、法適用をする開始時点の貸借対照表の作成に関する支援を行うものとする。主な業務は次のとおりとする。

- (1) 法適用前年度における見込み決算書の作成
- (2) 見込み決算に伴う未収金、未払金及び引継金の整理
- (3) 法適用前年度の打ち切り決算時における歳入不足による財源の整理
- (4) 予算繰越等の整理
- (5) 開始貸借対照表における残高の整理
- (6) 外部説明に必要な資料の作成
- (7) その他（業務における質疑応答等）

（打ち切り決算）

第14条 受託者は、法適用開始前年度の美瑛町公共下水道事業特別会計の打ち切り決算に関する支援を行うものとする。また、外部説明に必要な資料の作成を行うものとする。

（職員研修）

第15条 受託者は、法適用により業務上必要となる知識を、美瑛町の職員が習得するための研修会を東川町と合同で開催するものとする。主な研修項目は次のとおりとし、研修回数、研修内容及び研修受講者等については、後の実情を考慮するものとする。

- (1) 企業会計の仕組み
- (2) 地方公営企業法の概要
- (3) 固定資産管理
- (4) 公営企業会計の基礎
- (5) 法適用後の予算・決算

（業務報告書の作成）

第16条 受託者は、本業務で支援した内容、移行業務の内容及び移行に伴う検討課題に対するまとめ等について、業務報告書に取りまとめるものとする。

(その他法適用に必要な業務)

第17条 受託者は、その他企業会計移行に必要な業務について、次の各号に掲げるもののほか、美瑛町から支援要請があった場合は、美瑛町と受託者は協議し、必要な支援を実施する。

- (1) 法適用状況異動報告書の作成
- (2) 法適用後の事務スケジュールの整理
- (3) 上級官庁、起債借入先、税務署等への書類提出
- (4) 出納及び収納取扱金融機関の指定
- (5) 下水道事業会計の口座名義変更等
- (6) その他美瑛町が必要とし、受託者が承諾する支援

(公営企業会計移行支援業務成果品)

第18条 公営企業会計移行支援業務の成果品は以下のとおりとする。

- |                           |       |
|---------------------------|-------|
| (1) 業務報告書                 | 正副各1部 |
| (2) 予算科目及び勘定科目一覧表(案)      | 正副各1部 |
| (3) 新予算に関する説明書等(案)        | 正副各1部 |
| (4) 予定開始貸借対照表及び予定貸借対照表(案) | 正副各1部 |
| (5) 打切り決算書に関する資料          | 正副各1部 |
| (6) 職員研修計画・実績書            | 正副各1部 |
| (7) 打合せ記録簿                | 正副各1部 |
| (8) 上記電子データ               | 一式    |